

漁獲証明制度のあり方について  
とりまとめ

令和2年6月

漁獲証明制度に関する検討会

## 【目次】

はじめに	1
1 国内における水産動植物の漁獲証明制度	2
(1) 漁獲証明制度の創設	
(2) 漁獲証明の実施主体	
(3) 国内で違法漁獲等のおそれ大きい水産動植物（指定水産動植物） に関する漁獲証明の実施等を行う仕組み	
(4) 漁業者等の申請による漁獲証明の実施	
(5) 違法な漁獲のおそれのある水産物を輸出する際の輸出漁獲証明書の 発行	
2 輸入水産動植物の漁獲証明制度	6
(1) 制度創設の背景	
(2) IUU漁業による漁獲懸念のある水産動植物（指定輸入水産動植 物）の流入を防止するための仕組み	
(3) 指定輸入水産動植物の対象魚種	
(4) 国内水産物に対する報告措置（内外無差別への対応）	
3 監督措置	7
4 施行時期	7
まとめ	8

## はじめに

我が国漁業の潜在的な生産力は大きいものの、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向にある。こうした状況に対応すべく、適切な資源管理を行いつつ、水産業の成長産業化を果たすため、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年6月1日、農林水産業・地域の活力創造本部決定）の別紙において、「水産政策の改革について」がとりまとめられた。平成30年12月には、これに基づき資源管理措置等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すことを内容とする漁業法改正が行われたところである。

昨今、国内の高価な水産物を中心とした特定の水産物については、反社会的勢力等による違法漁獲が増加しており、水産資源の減少や漁業者の所得が減少するなどの問題が深刻化している。今般の漁業法改正によって、これら違法漁獲に対する罰則が大幅に強化されるなど、漁業生産の現場における対策が進められたところである。

しかし、漁業生産現場における取締りの実態は、違法漁獲が悪質化・巧妙化する中において、その犯行を押えることが困難であると同時に、違法漁獲物は一旦流通してしまうとその判別が難しいという課題を抱えている。このため、水産物の流通段階においても違法漁獲物の混入を防止する対策を講じることで、生産現場における改革効果を高め、漁業者の所得向上を図ることが重要である。

また、水産物の産地偽装等の問題が指摘される中で、伝達する漁獲情報の信頼性・正確性を担保し、消費者ニーズに応える水産物供給の推進と競争力のある流通構造の確立が求められている。

さらに、水産資源の持続的な利用という観点から、国際的にIUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅についての関心が高まっており、水産物の輸入大国である我が国が国際的な責任を果たすためにも、欧米等で導入されている輸入水産物に関する漁獲証明制度を導入する必要性が生じている。

以上のような状況を踏まえ、本検討会においては、生産者、加工・流通業者、自然保護団体、学識経験者や行政関係者等の各方面からの参画を得て、国内における水産物流通の実態、IUU漁業をめぐる世界的な動きや欧米等が水産物輸入の際に求める漁獲証明制度の概要等を踏まえながら丁寧に検討・議論を行ってきた。

本とりまとめは、これまでの検討結果を整理したものである。

令和2年6月19日

検討会座長 **濱田 武士**

## 1 国内における水産動植物の漁獲証明制度

### (1) 漁獲証明制度の創設

近年、水産資源の持続的な利用を求める声が国内外で高まっている状況の中、生産現場において違法漁獲の取り締まりの実効を上げるためには、違法漁獲物の流通を防止し、適正な流通を確保する必要性が高まっている。

漁業に関する法令に基づき適正な採捕が行われた漁獲物であることを証明する制度（以下「漁獲証明制度」という。）の創設は、こうしたニーズに的確に対応するとともに、違法漁獲物の流通を排除し、水産物の適正な流通を確保することが期待される。

具体的には、以下のような仕組みとすることが適当である。

#### ① 漁獲証明の実施

国から登録を受けた法人（以下「登録証明機関」という。）が漁業関係法令に基づいて適正な採捕が行われた漁獲物であることを証明する仕組みを設け、登録証明機関が魚種、採捕者、漁獲水域名又は水揚げ港、漁獲量、漁獲日等を確認し、漁獲証明を実施した場合、その内容を帳簿に記録する。

#### ② 伝達方法及び表示事項

漁獲証明の表示については、採捕者から販売事業者に至るまで、名称（魚種）及び産地の表示等を行うこととされている食品表示法の仕組みを活用し、①魚種、②産地（漁獲水域名又は水揚げ港）、③登録証明機関により証明を受けた旨を表示する。

### (2) 漁獲証明の実施主体

漁獲証明を実施する登録証明機関は、漁獲証明制度の信頼性を確保するため、その漁獲物が適法に採捕されていることを確実に継続的に確認できる能力と公正な判断が行える体制等を有する必要がある。

このため、国による登録証明機関の登録に当たっては、①知識及び技能、②経理的基礎、③体制、④社会的信用といった点に基づきその適格性を判断することが適当である。また、暴力団員や過去に漁業法等の規定による罰金以上の刑に処せられたものなど不正な採捕を行う者が登録証明機関とならないようにすべきである。

こうした基準を満たす登録証明機関としては、例えば産地市場の関係者として現場を熟知している漁業協同組合（以下「漁協」という。）や、公正な判断が行える体制を有する場合には産地市場の開設者や漁港管理者又は一次買受業者（漁業者から最初に購入した者）等が、登録証明機関になりうるものと考えられる。なお、漁業現場の立地や流通実態によっては、なり手が見つからない場合が想定され、こうした場合には国が責任をもって対応する。また、登録証明機関の登録に際して

は、国の指導の下、地域の行政機関を含む関係者で十分な協議を行い、当該地域の漁獲証明業務の実施方法等について共通認識を持ち、定期的に適正な流通が行われているかどうかを確認し合うようにしておくことが重要である。

さらに、登録に際しての透明性を確保するため、具体的な審査手続きや審査基準、必要書類を予めマニュアル等に明確に定めることも重要である。

登録証明機関は、その業務を適確に実行する能力を常に有している必要があるため、一定の期間ごとに登録の更新を受けるほか、業務の実施方法等を定めた業務規程を作成し、業務の実施前に国の認可を受けるものとする。

### (3) 国内で違法漁獲等のおそれ大きい水産動植物（指定水産動植物）に関する漁獲証明の実施等を行う仕組み

#### ① 指定水産動植物に対する漁獲証明の実施

違法に採捕された漁獲物が漁業現場から流通すると、適法に採捕されたものとの判別が困難となってしまうという問題がある。

流通段階において違法漁獲物を判別し適正な流通を確保するため、指定水産動植物の採捕者は、流通の入り口の段階で適法に採捕されたものであるとする漁獲証明を受けなければならない仕組みを設ける必要がある。漁獲証明を受けた際には、採捕者から申請された漁獲ごとに番号（以下「漁獲証明番号」という。）を発行することとする。

ただし、採捕者の負担に鑑み、採捕者が消費者に無償譲渡する場合や親せきや知人など特定かつ少数の消費者に販売する場合、自ら経営する民宿等で使用する場合などについては、証明不要とするべきである。

#### ② 指定水産動植物の対象魚種と対象製品

本制度の対象となる水産動植物は、違法又は過剰な採捕が行われるおそれ大きいものその他の水産資源の保存及び管理を図る必要性が特に高いと認められるものについて、関係団体・学識経験者・NGO等幅広い立場の有識者の検討を経て農林水産大臣がその魚種を指定する仕組みとすることが適当であると考えられる。なお、漁獲証明を行った情報を事業者間で伝達していく仕組みは各事業者負担を課すこととなることから、指定水産動植物として指定する魚種については、まずは、違法漁獲のおそれ大きい魚種から対象とすることが適当と考えられる。

また、違法漁獲物の中には、鮮魚では保存や運搬に適さず、乾燥、塩蔵等の加工が行われ、流通する実態もあることから、適正流通の確保に漏れが生じないように、指定水産動植物の加工品についても指定水産動植物と同様に扱うべきである。

他方、加工品については、多種多様な水産物やその他の原料を使用し、複雑な原材料構成となるものもあることから、事業者の負担を考慮し、例えば、当該指

定水産動植物を主たる原材料とする加工品に限定するなどの対応も検討すべきである。

### ③ 指定水産動植物の規制内容

#### ア 表示義務

適正な流通の確保と表示の適正化を図る観点から、すべての取扱事業者（指定水産動植物の採捕者や登録証明機関のほか、指定水産動植物の販売、輸出、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。以下同じ。）に、指定水産動植物やその加工品を販売する場合の表示を義務付けるべきである（他事業者に委託して販売する場合も、同様とする）。ただし、採捕者や事業者が消費者に無償譲渡する場合、親せきや知人など特定かつ少数の消費者に販売する場合、料理として提供・自家消費する場合は、関係者の間で信頼関係が構築され、情報が伝達されることが容易であるため、表示を不要とすべきである。

#### イ 取引記録の作成・保存義務

不正流通や偽装表示等の問題が発生した場合に、問題の発生源や流通ルート迅速かつ的確に特定するため、全取扱事業者に、指定水産動植物やその加工品について譲受け又は譲渡しを行ったときの取引記録の作成・保存を義務付けるべきである（他事業者に委託して販売する場合や委託加工等のために他の事業所等へ搬出入を行う場合にも、同様とする）。

ただし、事業者間の流通ルートがトレースできれば、違法漁獲物の混入の解明を行う上で十分と考えられることから、採捕者や事業者が消費者に無償譲渡・販売する場合、料理として提供・自家消費する場合は、不要とすべきである。

また、具体的な取引記録事項としては、名称、産地、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、漁獲証明番号とする。なお、事業者の負担に配慮し、既存の業務の延長として取り組めるよう、確定申告等のため全事業者が保存することになっている取引伝票等に取引記録を記載することで義務の履行をすることも可能とすべきである。

複数の業者から仕入れた原料の加工や、1つのロットを小分け販売する場合など、ロットが統合・小分けされる場合に違法漁獲物が混入されるおそれがあるとの指摘に対応するため、ロットの統合は一定期日以内に購入されたものまでとし、ロットの統合後の商品の販売記録に記載する漁獲証明番号については、統合前の全ロットの漁獲証明番号を記録することとすべきである。また、大規模なロットの統合が行われる際には、流通業者・小売業者の負担に鑑み、漁獲証明番号に代え、以降のトレースを可能とすることを前提として、別のロット番号で記録することも可能とすべきである。

## ウ 届出義務

漁獲証明制度の信頼性を確保するため、行政機関は、指定水産動植物の取扱事業者が表示や取引記録の保存等を適切に行っているかを定期的に調査する必要がある。このため、漁業者や登録証明機関以外の指定水産動植物の取扱事業者については、あらかじめ農林水産大臣に名称、事務所の所在地等を届け出なければならないこととする。なお、小売・飲食事業者などの最終販売者については、その手前の事業者の取引記録を確認し、必要に応じて調査を行うことができるため、届出義務は課さないこととする。

### ④ 事業者の負担軽減のための対応

事業者にかかる追加的な事務作業を最小限にする観点から、漁獲証明の実施、取扱事業者間の取引記録の作成・保存や漁獲証明番号の伝達を、電子的な方法により容易に行える環境整備を早急に進めること等が重要であり、必要な支援を行うべきである。

## (4) 漁業者等の申請による漁獲証明の実施

指定水産動植物以外の水産動植物についても、漁業者や取扱事業者から適法に漁獲されたものであることを確認できる仕組みを求める声がある。

このため、漁業者等の申請に基づき、登録証明機関が漁獲証明を行うことを通じて、適法に採捕された水産動植物の流通及び消費を促す仕組みを設けることが望ましい。

その上で、これら水産動植物やその加工品を、採捕者、登録証明機関、水産動植物取扱事業者が販売する場合には、登録証明機関により漁獲証明を受けた旨を表示することができることとする。

なお、こうした表示を行う事業者に対しては、偽装表示等の問題が起こった際に事後的に追跡調査し、問題の発生源が特定できるよう、名称、数量、相手方の氏名又は名称、漁獲証明番号等に関する取引記録の作成・保存を義務付けることが適当である。

## (5) 違法な漁獲のおそれのある水産物を輸出する際の輸出漁獲証明書の発行

漁獲物の中には、海外での需要が大きく高値で取引されるため、輸出向けに違法に漁獲されている水産動植物が存在していることから、こうした水産動植物の輸出を防止するため、農林水産大臣が指定を行い、我が国の行政機関が発行する輸出漁獲証明書を添付していないものは輸出してはならないとする規制を設けるべきである。

輸出規制の対象とする指定輸出水産動植物及びその加工品については、上記の指定水産動植物と同様に、関係団体・学識経験者・NGO等の有識者の検討を経て農林水産大臣が指定する仕組みとすべきである。

## 2 輸入水産動植物の漁獲証明制度

### (1) 制度創設の背景

IUU漁業対策については、平成13年に国際連合食糧農業機関（FAO）が「国際行動計画」を取りまとめて以降、世界各国で取組が進められている。

- ・ EUや韓国では、水産物を国内に輸入するにあたっては、輸出業者が漁船の旗国政府に対して漁獲証明書を申請し、発行された漁獲証明書をEUや韓国の輸入業者等が自国の政府機関に提出する仕組みを導入
- ・ 米国では、輸出業者から提供された漁獲段階の情報を米国の輸入業者が米国指定のシステムに登録する仕組みを導入

我が国においても、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の締結や国内担保法の制定、地域漁業管理機関（RFMO）等で合意された国際約束に基づき、外国為替及び外国貿易法の下で実施しているマグロ類等に対する漁獲証明制度の運用などの取組を進めてきたところであるが、国際約束のない魚種についてIUU漁業による漁獲が行われている実態もあり、そうした魚種についても輸入規制を導入することが重要である。

SDG's（2015年9月）、G20大阪会合首脳宣言（2019年6月）、経済協力開発機構（OECD）のIUU対策レポート（2019年）等でも、IUU漁業を撲滅する方向性が強く打ち出されている状況を踏まえ、EU・米国に次ぐ世界第3位の水産物輸入国である我が国としても、IUU漁業による漁獲懸念のある水産動植物の流入を防止するための仕組みを導入すべきである。

### (2) IUU漁業による漁獲懸念のある水産動植物（指定輸入水産動植物）の流入を防止するための仕組み

諸外国の仕組みの中でEU・韓国の仕組みは、漁船の旗国の政府機関が漁獲証明書の発行に関与することで、適法性が担保されるものであり、我が国においても地域漁業管理機関で合意された国際約束に基づき、大西洋クロマグロ等について既に実施している。

したがって、我が国もEUや韓国と同様に、IUU漁業による漁獲懸念のある水産動植物の輸入時に漁船の旗国政府によって発行された漁獲証明書の添付を確認することとし、当該漁獲証明書がない水産物については輸入しないこととすることが適当である。なお、漁獲証明書に記載される事項については、先行する諸外国の制度を参考にしつつ、IUU漁獲の懸念がある水産動植物の流入を防止するという観点から、関係団体・学識経験者・NGO等の幅広い有識者によって、IUU漁獲との関連性についてリスク分析をした上で、リスクが高いと考えられる要素を加えることが適切である。



### (3) 指定輸入水産動植物の対象魚種

指定輸入水産動植物は、F A Oが策定した「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン（平成29年7月）」（以下「自主的ガイドライン」という。）を踏まえ、「取引上の不要な障壁を作り出さない」ことに留意しつつ、諸外国における選定方針も参考にしながら、我が国の水産物の輸入実態を踏まえて検討を行っていくことが適当である。

諸外国において、例えばE Uでは淡水魚や観賞魚などを除く天然魚由来の全ての魚種を対象としているが、米国においては、F A Oの自主的ガイドラインにも記載のある「リスクベース」の観点から、リスク分析を行い、I U U漁業や産地偽装等のリスクが高い魚種を個々に選定しているところである。

我が国においては、I U U漁業の防止及びI U U漁業による漁獲物の流入防止を目的とするものであり、様々な国から多様な魚種を輸入している現状にも鑑み、規制の実効性についても考慮することが重要である。

このため、関係団体・学識経験者・N G O等の有識者によってリスク分析をした上で、リスクが高いと考えられる魚種及びその加工品から順次対象とすることが適当である。

### (4) 国内水産物に対する報告措置（内外無差別への対応）

F A Oの自主的ガイドラインでは、輸入品が同種の国内産品と比べて競争上不利な状態に置かれられないようにすることを求めた関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）第3条（内外無差別の原則）を含むW T O協定と整合性をもって漁獲証明制度が構築される必要があるとしているところである。

我が国において、指定輸入水産動植物の対象魚種については、国内で漁獲された水産物についても、関係者の負担や実効性について十分に留意しつつ、改正漁業法に基づき義務を課している漁獲実績報告等をもって内外無差別の原則に対応することが適当である（E U・米国・韓国でも、輸入規制を課す水産物と同種の国内水産物に対しては、漁獲証明書の記載事項と同様の情報を含む漁獲報告を求め、当該漁獲報告をもって内外無差別の原則に対応している）。

## 3 監督措置

漁獲証明制度を実効的なものとするため、登録証明機関、採捕者、取扱事業者に対して報告徴求や改善命令など一定の監督措置を整備することが必要である。

## 4 施行時期

本制度の実施に際しては、水産物の流通が混乱しないよう、漁業者、漁協、加工業者、流通・販売業者、輸入業者等の関係者への十分な周知を図るとともに、制度対応のために必要となる準備期間を十分に確保した上で施行時期を決定することが適当である。

## まとめ

漁獲証明制度については、これまで6回にわたって、本制度の目的、すなわち違法漁獲物の流通防止による適正な流通の確保を達成する上で制度が十分なものとなっているかという制度面と、現在の漁業の生産現場や流通の実態を踏まえ制度が機能するかという実態面の両面から、活発な議論が行われたところである。生産者、生産者団体、加工・流通業者、自然保護団体、学識経験者や行政関係者等、様々な経験・立場を有する委員によって多様な意見が出されたが、漁獲証明制度の整備が重要であるという共通認識の下、丁寧な議論を経た上で、本とりまとめに至ったものである。

制度の整備に際しては、我が国の複雑かつ多様な水産動植物の流通構造や、多数の小規模・零細事業者を含む関係者の負担等も踏まえ、必要度の高いものから順次進めていくというステップ・バイ・ステップの発想に立って進めることが適当である。また、取組の裾野を広げていく観点からは、漁業者等の申請による漁獲証明の活用を促していくことも重要である。

他方、近年におけるICT等の技術の進展は著しいものがあり、水産物流通においても電子化が進展することによって関係者の負担が大幅に軽減されるなど、将来的には、制度の対象を拡大するための土壌が整備されていくことが期待される。

また、卸売市場の流通については、本年6月21日に卸売市場法の一部を改正する法律が施行され、各市場の実情に合わせた業務規程に基づきそれぞれの市場業務運営が行われることになるため、各市場の取引に齟齬が生じないよう配慮することが必要となる。

以上のような制度の定着状況、関係者の取組の拡がり、ICT等の技術の進展や市場の変化等に合わせ、ICT等の技術の導入など、当該漁獲証明制度についても適切に見直していくことが求められる。

本制度の創設を機に需要に応じた水産物の流通が実現し、漁業者、流通・販売業者など関係者の発展につながることを願っている。

(参考1)

## 検討経過

第1回（令和元年9月25日）：漁獲証明制度を取り巻く環境について事務局から説明後、自由討議。

第2回（令和元年10月16日）：国内で漁獲された水産物に係る漁獲証明制度の検討について事務局から説明後、議論。

第3回（令和元年10月30日）：IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の流入を防ぐ漁獲証明制度の検討について事務局から説明後、議論。

第4回（令和元年12月26日）：これまでの論点を整理。

第5回（令和2年2月6日）：論点整理を踏まえた今後の対応方針について事務局から説明後、議論。

第6回（令和2年3月19日）：論点整理を踏まえた漁獲証明制度の検討方向（案）について事務局から説明後、議論。

第7回（令和2年6月19日）：検討会のとりまとめ。

## 漁獲証明制度に関する検討会 開催要領

令和元年 9月 25日

### 1. 趣旨

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るためには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。

このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月改訂)の別紙8「水産政策の改革について」では、資源管理の徹底とIUU(違法・無規制・無報告)漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進めることとされている。

本制度は、適法に漁業を行う漁業者からその漁獲物を扱う流通・加工業者や小売・貿易関係業者まで多岐にわたる事業者が関係することから、より実効性のある制度が構築されるよう、幅広い関係者の意見を聴取し、制度を検討することを目的として、「漁獲証明制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催するものとする。

### 2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選により選任する。座長代理は、検討会の承認を得て、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長は、検討会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (5) 検討会は、必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### 3. 運営

- (1) 会議は非公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表する。

### 4. その他

- (1) 検討会の事務局は、水産庁漁政部加工流通課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

漁獲証明制度に関する検討会 委員名簿

氏名	所属・役職
いとう あきら 伊藤 暁	マルハニチロ(株)執行役員漁業養殖ユニット長
いとう はるひこ 伊藤 晴彦	中央魚類(株) 代表取締役社長
うえの たかし 上野 貴司	(株)イトーヨーカ堂鮮魚部シニアマーチャンダイザー
さげさか たけし 提坂 猛	全国水産加工業協同組合連合会常務
たけうち けんいち 竹内 賢一	北海道庁水産食品担当課長
たなか としのり 田中 要範	全国漁業協同組合連合会漁政部長
ながおか ひでのり 長岡 英典	大日本水産会常務
はなおか わかお 花岡 和佳男	(株)シーフードレガシー代表
はまだ たけし 濱田 武士	北海学園大学教授
ほんま やすとし 本間 靖敏	北海道漁業協同組合連合会 常務理事
まつもと やすあき 松本 康明	西日本魚市(株) 常務取締役
みさわ ゆきひろ 三沢 行弘	WWF自然保護室シーフードマーケットマネージャー
みやもと えいのすけ 宮本 英之介	(有)昭和水産代表取締役
やまざき やすひろ 山崎 康弘	全国水産物卸組合連合会常任理事